[特例政令適用一般競争入札]

質疑応答書

工事名 第3南蒲生幹線工事2

	整理番号	1 3 0 5 1 0 5 5 7	
質問事項	回答		
1. 標準案(当初計画)のシールド機図面を	提示はできません。		
ご教示願います。			
2.技術提案におけるテーマ②細目①におい	第3南蒲生幹線工事1の作業工程は考慮す		
て、全体工期の短縮をもとめられています。	る必要はありません。		
発進立坑に特殊人孔を設置することになり	提案の履行確認については契約後の協議事		
ますが、「その1工事」のシールド到達時期	項となります。		
は考慮しなくてよろしいのでしょうか。			
また、「その1工事」のシールド到達時期が			
こちらの計画より遅い場合、提案不履行の対			
象となるのでしょうか。			
3. NNB-1-1 到達立孔において、路面覆工	路面覆工は指定仮設ですが、設置方向を含		
が計画されていますが、覆工仕様は指定仮設	め, 契約後に道路管理者との協議により決定		
なのうでしょうか。また、路面覆工の設置方	します。		
向は任意と考えてよろしいでしょうか。			
4. 地盤改良工の超高圧噴射撹拌工法におい	提示はできません。		
て、具体的な工法名を想定されていますか。			
5. 水道の給水管口径と水道使用期間をご教	設計上の口径は 13 mm, 使用期間は発進立坑		
示願います。	側が 24 ヶ月,到達立坑側が 10 ヶ月です。		
6. 積算に使用している機械損料算定表の適	平成 24 年度です。		
用年度についてご教示願います。			
7. 本案件は東日本大震災の被災地で適用す	「下水道用設計標準歩掛表 平成 24 年度(日		
る積算基準の歩掛(復興歩掛)を用いているの	本下水道協会発行)」および「土木工事標準		
かご教示願います。	積算基準書 平成 24 年度 10 月 1 日以降(宮		
	城県土木部)」	等を使用しております。	

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積りに必要な事項に限る。)に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

特例政令適用一般競争入札〕

質疑応答書

工事名 第3南蒲生幹線工事2

	整理番号 130510557		
質 問 事 項	回 答		
8. 特記仕様書の試験堀等の調査費用は計上	調査費用は(単独) A-2 準備費に計上されて		
されているのでしょうか。計上されている場	います。数量は設計書のとおりです。		
合は数量、期間をご教示願います。また交通	期間は施工条件明示書のとおり施工に先立		
誘導員も計上されているのかご教示願いま	ち調査するものとしています。		
す。	また、交通誘導員は計上しております。		
9. (単独)代価表 B·1 の土木シート工の使用	ポリプロピレン製 強度 1078N/5 cm です。		
材料の規格形状をご教示願います。			
10. 水道使用料は、処分費扱いで宜しいでし	処分費等に含まれます。		
ようか。			
11. 特記仕様書に、「積算基準書は宮城県土	平成 24 年度です。		
木部平成 24 年版を採用」とありますが、機			
械損料表も平成 24 年版を採用していると考			
えて宜しいでしょうか、または平成 25 年度			
版を採用でしょうか。			
12. 特記仕様書に記載されている「東日本大	補正が反映されています。		
震災で使用する建設機械損料の補正」につい			
て質問いたします。当初設計書はこの補正が			
反映されていると対象でしょうか、ご教示く			
ださい。			
13. 技術管理費の六価クロム溶出試験費に	物価資料掲載単価を採用しています。		
ついて、質問いたします。「平成25年度仙台	経費は現場管理費,一般管理費の対象となり		
市資材単価表」に記載されている単価(経費	ます。		
含む)を採用されていると考えて宜しいでし			
ょうか、もしくは、物価. 資料掲載単価を採			
用されているのでしょうか、その際には経費			
を除くのでしょうか、ご教示ください。			

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積りに必要な事項に限る。)に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第3南蒲生幹線工事2

	整理番号	1 3 0 5 1 0 5 5 7	
質 問 事 項	回 答		
14. 間接費の算定に関わる必要な事項につ	間接費の算定は「土木工事標準積算基準書		
いても、平成 24 年度版積算基準を採用して	平成24年度10月1日以降(宮城県土木部)」		
いると考えて宜しいでしょうか、ご教示くだ	に基づきます。		
さい。			
15. スクラップ費は経費対象として、直接工	(補助)C-96 に記載の「スクラップ控除」		
事費からマイナスすると考えて宜しいでし	はマイナス計上しており, 土木工事標準積算		
ょうか、もしくは、経費非対象とするのでし	基準書 平成 24 年度 10 月 1 日以降 (宮城		
ょうか、ご教示ください。	県土木部)」に基づき、処分費等として取り		
	扱っています。		
	それ以外の鋼材等のスクラップについては、		
	購入価格から	,あらかじめスクラップ分を控	
	除した単価を	採用しており, 処分費等の取り	
	扱いの対象と	はしておりません。	
分1 この所収点放事は、乳乳回事体に共1	一 - FF-11-1 パルフ	祖人 (日建りた以亜れ東西に関	

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積りに必要な事項に限る。)に提出してください。会社名を記入する必要はありません。